

## (仮称)茨城県薬物の濫用の防止に関する条例(案)に対する県民コメントの実施結果

### 1 実施期間

平成27年4月21日(火)から平成27年5月20日(水)

### 2 御意見の件数等

御意見を寄せていただいた方 14人

御意見の件数 14件(郵送, FAX, 電子メールによる提出)

### 3 御意見の概要と考え方

御意見の概要	考え方
<p>○ 罰則が軽すぎると思う。外国では、麻薬犯罪により死刑になることもあると聞いている。そこまでは無理にしても、二度と犯罪を犯さないとさせるくらいの罰則にしていただくことを希望する。</p>	<p>○ 罰則については、地方自治法上、条例で制定できる最も重い罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)となっています。</p>
<p>○ 警告を受ける前の段階で適用される罰則が軽いと思われる。危険ドラッグの販売や使用それ自体が重大な罪であることを認識させるため、警告前の段階からより重い罪を適用するべきと考える。</p>	<p>○ 警告後の販売等は、悪質性が高いことから、罰則については、地方自治法上、条例で制定できる最も重い罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を適用しています。</p> <p>それ以外の行為は、悪質性を考慮して罰則を定めています。</p>
<p>○ 茨城には薬物を規制する条例がないか調べたら、今まさに検討中ということを知り、大変期待している。一日でも早く規制を開始し、薬物に手を出す人が一人でも多く減ることを願っている。</p>	<p>○ 関係機関が連携し、違法薬物の撲滅に向け、取り組んでまいります。</p>
<p>○ ある薬物を禁止したとしても、配合などを変えてまた害のある薬物が出てくるため、なかなか封じることができないとよく聞く。この条例を作ったとしても、うまくすり抜けられてしまっただけの意味がない。そのあたりの対応もきちんとしていただければと思う。</p> <p>また、県民が少しでも知るといった機会を提供していただきたい。</p>	<p>○ 医薬品医療機器法で規制される前の危険な薬物について、迅速に指定し規制できるよう、対応してまいります。</p> <p>また、県民に対する情報提供や、教育・啓発などを通じて、県民が薬物について知ることのできる機会を提供してまいります。</p>

御意見の概要	考え方
<p>○ 有識者による薬物指定審査会を組織するという点が、行政がひとりよがりにならないためにも、非常に良い点であると感じた。</p>	<p>○ 有識者の意見を十分に踏まえながら、危険な薬物の迅速な指定に努めてまいります。</p>
<p>○ 薬物濫用はいけないことだと思うので、このような条例が設けられるのはよいと思う。薬物濫用は百害あって一利なしだと思うので、厳しく取り締まっていただきたい。</p>	<p>○ 県警や関東信越厚生局麻薬取締部と連携し、指導・取締に努めてまいります。</p>
<p>○ 特に若い人たちにこの条例のことをもっと知ってほしいと感じたので、「薬物の危険性に関する正しい知識に基づき行動するための教育及び啓発」の部分にもっと力を入れてほしい。 また、緊急時の勧告について、そのラインはどこで定めるのか明示してほしいと思った。</p>	<p>○ 小中高等学校での薬物乱用防止教室などにおいて、特に危険ドラッグの危険性や違法性について啓発を強化してまいります。 ○ 緊急時の勧告については、様々なケースが想定されるため、基準は条例では示さず、条文案のとおり、知事以下執行部が適切に検討を行うこととなります。</p>
<p>○ 県民の責務において、薬物に関する知識・理解を深めるとあるが、特に若者に対してはより一層の周知をするというイメージが大事ではないかと感じた。 また、第8条にある教育及び啓発の部分では、教育委員会との連携といったことも視野に入れられると、より具体性が増すかと考える。</p>	<p>○ 危険ドラッグについては、若年層の使用者の増加が懸念されていることから、ラジオやチラシに加え、今年度は、映像を用いた啓発媒体を活用し、若者向けの啓発を行ってまいります。 また、教育委員会とは、小中高等学校での薬物乱用防止教室の開催など、連携を図っております。</p>
<p>○ 薬物の取締りと新たな薬物の開発は、いたちごっこであるという報道を見た。指定された薬物と類似の薬物が次々に開発される恐れがあるため、知事指定薬物を更新する規定も設けてはどうかと思う。</p>	<p>○ 新たな薬物が流通する恐れがある場合は、その都度、知事指定薬物を指定することとしています。</p>
<p>○ 現在の薬物濫用関連諸問題に対応するには、政府の薬物関連法が追いつかない状況にあると感じていたため、是非この条例を制定して欲しいと願う。</p>	<p>○ 6月の第2回定例県議会で提案する予定です。</p>
<p>○ 罰則規定の懲役や罰金を、もう少し厳しくできないか。第21条から第25条までの懲役及び罰金が妥当であるのか、再検討</p>	<p>○ 罰則については、地方自治法上、条例で制定できる最も重い罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）となって</p>

御意見の概要	考え方
<p>の上もう少し厳しくした方が、第1条の目的遂行につながるような気がする。</p>	<p>います。</p>
<p>○ 濫用者には厳罰を下すなど、この条例が危険ドラッグの抑止力になることを期待する。子どもたちが気軽に手に入れることができないような社会にしてください。</p>	<p>○ 違法薬物の撲滅に向け、適切に運用してまいります。</p>
<p>○ 危険ドラッグを製造したり、販売した人の罰則が軽いことが気になる。危険ドラッグは麻薬や覚せい剤と同様に危険だと聞いている。もう少し重い罰則を課せないのか。</p>	<p>○ 罰則については、地方自治法上、条例で制定できる最も重い罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）となっています。</p>
<p>○ 危険ドラッグだとみなされるものの存在が確認され次第、早急に知事による指定ができるような態勢を整えておく必要があると考える。 また、条例の名前に関しても、考察する余地があると思った。</p>	<p>○ 知事指定薬物の指定が迅速に行えるよう、体制整備に努めてまいります。 ○ 条例の名称については、幅広く、薬物の濫用防止を図ろうとすることを踏まえたものとしています。</p>